

## 米国国務省

## スリランカ

### 人権問題の実施に関する国別報告書 - [2006年](#)

民主主義・人権・労働局が発表

2007年3月6日

スリランカは、人口約 2,000 万の、立憲政体で多政党の共和国である。2005 年 11 月 17 日に選出された大統領の Mahinda Rajapaksa と 2004 年 4 月に選出された 225 名の議員の議会在、ともに 6 年間の任期で、憲法上の権限を分かち合っている。欧州連合選挙管理ミッション (EUEOM) によれば、2005 年の大統領選挙は、北部と東部で、タミル・イーラム解放のトラ (LTTE) が選挙のボイコットを強要し、タミルの一般市民が怖がって投票しなかったことを除けば、おおむね自由で公平な方法によって行われた。2002 年に、政府と LTTE は正式な休戦協定 (CFA) に署名し、17 年間続いた軍事紛争を終わらせた。当年は、CFA の違反が頻度と深刻さを増し、建前上依然有効であった協定は事実上崩壊するに至った。軍事対決が東部と北部のジャフナ半島のいくつかの地域で発生した。

政府の、市民の人権の尊重は一つには CFA の崩壊によって低下した。信頼すべき筋は、政府機関による不法な殺害、未知の加害者による人目を惹く殺害、政府や LTTE と関係のある準軍隊による政治的な動機による殺害、および失踪を含んだ人権問題について報告した。人権問題の監視者は又、恣意的な逮捕と拘禁、監獄の貧弱な状態、公正な公判の否定、政府の腐敗と透明性の欠如、信仰の自由の侵害、移動の自由の侵害および少数者に対する差別について報告した。政府の治安部隊と結びついた武装した準軍事集団が武装攻撃に参加し、その攻撃のあるものは民間人に対して行われたという報告が多数あった。12 月 1 日に起こった LTTE の、国防長官の Gothabaya Rajapaksa の暗殺未遂にともない、政府は、保安部隊による令状なしの逮捕と、説明不可能な最高 12 ヶ月までの民間人の拘禁の権限を拡張した有事規則を強化した。

LTTE は引き続き北部と東部の多くの部分を支配し、政治的な動機による殺害、自殺的攻撃、失踪、拷問、恣意的な逮捕と拘禁、公正な公判の否定、恣意的なプライバシーへの干渉、言論、出版、集会、結社の自由の否定および児童の隊員の募集に携わった。

## 人権の尊重

### 第 1 章次の各項からの自由を含め、人間の品位の尊重

a. 恣意的な、または不法な生命の剥奪

政府による、政治的な動機の殺害については確認された報告はなかった。人権団体とその他の信頼できる筋は、警察による、衝突殺害が増加したことを報告した。情報源はさらに、準軍隊のグループが、ときに政府の保安部隊の援助を受けながら、政治的反对者や市民を標的にした殺害に従事したと主張した。政府と軍隊はこの主張を否定した。

一月に、5名のタミル人の若者が、警察の特別タスクフォース(STF)とスリランカ海軍(SLN)が厳重に監視する Trincomalee の沿岸重警備地帯において処刑スタイルで射殺された。民間グループと政府のメンバーは、STFの事件への掛かり合いを強く疑ったが、弾道についての報告は、標準仕様の STF の銃がこれらの個人を殺害していないことを指摘したので、事件は不起訴となった。信頼のおける監視者には、STF が非標準の銃口の武器を使用して殺害を行ったものであると信じている者がいる。

5月2日に準軍隊の幹部がジャフナ(Jaffna)(北部地方)のタミル語の新聞 Uthayan の事務所に入り、マーケティング、流通マネジャーの B. G. Saeadas と夜間監督の R. Ranjith を殺害した。10月30日に、未知の武装団が、東部島の Trincomalee 地区の Serunuwara のタミル連合の地方政府の職員 Gopala Krishnan Padmanathan を殺害した。11月10日に、準軍組織とつながった襲撃者がコロomboの主要道路上で穏健なタミル国民連合の議員 Nadaraja Raviraj を射殺した(タミル国民連合は LTTE の政治目標を支援している)。

5月には、Kayts 島で、申し立てによれば SLN によって幾人かの民間人が殺害された。例えば、身元未確認の武装団が、Sellathurai Amalathas の家に入り、8人を殺害した。もう一人が後ほど病院で死亡した。他の殺害には一人の年配者と彼の二人の家族および喫茶店の所有者の殺害が含まれていた。人権監視団(HRW)によれば、政府は事件について警察の捜査を求めた。政府は民間人の死亡について調査するために、上席警視 Mahesh Perera を長とする刑事捜査局(CID)のチームを任命した。チームはジャフナに行って、生存者の供述を記録した。一人の生存者で、ただ一人の目撃証人は、海軍の職員が自分の主人と兄弟を撃ち、自分はこれらの船員を確認できると治安判事に供述した。ジャフナの治安判事 Trotsky は確認のための面通しを命令したが、警察の CID は行動を取らなかった。年末の時点で、事件はいまだ係属中である。

6月17日に、制服を着た人間が Mannar の Pesalai にある、数百人のタミルの民間人が避難していた教会に発砲し、一人を殺害、少なくとも他の5人を傷つけた。当局は年度末までにこれらの調査における進展状況を発表しなかった。

8月10日にLTTEに支配されたTrincomaleeに対する軍の爆撃によって50人の民間人が殺され、200人が負傷した。8月14日には、軍は、12個から16個の爆弾をMullaitivuにある敷地に投下し、51名のティーンエイジャーの少女が殺害され、100名以上が負傷した。これについての調査は行われなかった。

8月17日にはフランスの非政府団体(NGO)のAction Contre La Faim (ACF)の17名の現地従業員—16名のタミル人と1名の回教徒がMutturの彼らの敷地で処刑のようなスタイルで射殺された。スリランカ監視ミッション (SLMM) は保安隊が殺人に責任があると主張したが、この告発を政府は否認した。9月に政府はオーストラリアの調査人に当事件に対する支援を要請し、調査範囲について同意した。年末までに警察はどのような逮捕も行っていない。

当年間に未知の行為者による、脚光を浴びるような殺害が行われたという数件の報告があった。例えば、4月の7日に海軍の検問所に見える所で、未知の武装団がタミル国家連合の議員候補者V. Vigneswaranを殺害した。年末までに警察は逮捕を行わなかった。

4月26日に、民間人は5名のタミル人がBatticaloa付近で首を切られているのを発見した。5月13日に、ジャフナ半島の沖の海軍が管理するKayts島で、未知の襲撃者が13名のタミル人の家族を自宅で殺害した。

2月5日に、警察は2004年11月に起こったGerard Pereraの射殺において演じた役割を理由にPolwatta Ratubaduge Ajiith Wishantnaを逮捕した。当局は2002年に拘禁中のPereraを拷問し、2004年11月に、彼が警察と人権問題監視人にたいして警察による取扱いについて苦情を申し立てた後で、同人を殺害した。2002年にPereraを拷問した廉で告発された7名の警官の内の3名は、Pereraの証言で彼等が拘禁されることを恐れて、彼を殺害させた事を認めた。年末現在で謀議に連座した6名の警察官は引き続き拘禁中である。2002年のPereraのもとの拷問と2004年に起こった同人の死に関してNegomboの高等裁判所によって2件の事件が審理されている。年末には、首席裁判官が事件を審理している事実審裁判官の解職を命じた後、年末時点で裁判は継続中である。

3月25日にKalutara地区にて、Panadura警察署の2名の警察官が兄弟を逮捕しようとして、Nallawarige Sandasirilal Fernandoを打撲して意識不明にした。3月28日にFernandは地区の病院で死亡した。当局は二人の警察官を起訴したが、年末現在同警察官は引き続き在職しており、年末までに本件について何人も逮捕されたり、告発されていない。

4月10日にコロンボ地区で、申し立てによれば、Maharagama 警察は、Don Wijerathna Munasinghe が停車しなかったために、3輪タクシーから引きずりおろした。警官は妻と息子の前で同人を打撲し、また拘禁中に再度同人を打撲した。4月11日に、Munasinghe は釈放されたが、同人はその後、警察の打撲中に受けた傷害から4月16日に死亡した。年末に当事件は追加行動のために司法長官局に回付された。打撲で起訴された3名の巡査は引き続き在職している。警察は当事件では逮捕を行わなかった。

同年中に、LTTE は世間の注目を浴びている政治的対立者や民間人に対する攻撃に関係した。4月17日に陸軍本部にたいする自爆テロによって陸軍総司令官 Sarath Fonseka が重傷を負い、他に8名の者が殺害された(第1章 g.を参照)。6月には、LTTE の自爆機によってコロンボの近郊で陸軍第3位総司令官 Kulatunga が殺害された(第1章 g.を参照)。

8月13日に、LTTE の武装団と思われる者が、和平過程調整事務局(SCOPP)の局長代理 Ketheshwaran Loganathan を殺害した。イーラム人民共和主義自由戦線(EPRLF)の前メンバーであった Loganathan は、コロンボをベースとするシンクタンク、政策選択肢センターの紛争分析部長を務めた者であった。

8月14日に、パキスタン高等弁務官は、爆弾が彼の護衛隊に当たったときに難を逃れた。HRWによれば、少なくともこの事件で7人が死亡した。

9月17日に、当局は Arugam 湾付近の Pottuvil において、10名のイスラム教徒の建設労働者の切断された死体を発見した。生存者は LTTE が殺害に関係あるとした。12月に任命された、重大な人権の侵害を調査する大統領調査委員会は、当事件およびいくつかの他の事件の調査を委託されている。

11月24日に警察のお尋ね者になっていた2人の兄弟が Galle の治安判事裁判所に自首した。彼等は Galle の特別捜査ユニットによって裁判所の建物から収監され、2日後 Ambalangoda 警察に拘留中に殺害された。現場の警察官は自衛のために男達を殺害したと主張した。年末までに殺害の調査は行われていない。

2004年の Bellanavithanage Sanath Yasarathne の射殺、2004年の拘禁中の Muthuthanthrige Chamal Ranjith Cooray の殺害、2004年の、申し立てによれば警察が行った Herman Quintus Perera の殺害には進展がなかった。

裁判は係属中であり、Perera の家族には補償金は支払われていない。

LTTE の Batticaloa-Ampara 支部の政治主席であった E. Kausalyan と、前タミル全国連合(TNA)

の議員 A.C. Nehru の 2005 年の殺害には進展がなかった。LTTE は、軍の諜報部が、離脱したカルナ（Karuna）分派や他の準軍事的組織と共謀して殺害を起こしたと非難した。

年末には、2005 年 4 月に起こった、タミルのジャーナリスト Sivaram Dharmaratnam の殺害のために逮捕されたタミル・イーラム人民解放組織(PLOTE)の Arumugam Sriskandarajah、別名 Peter が裁判を待っていた。裁判所は Sriskandarajah を保釈した。

2005 年 12 月に、身元不明の武装団が、TNA の議員 Joseph Pararajasingham が Batticaloa の重警備地帯内で真夜中のミサに出席中に、同人を撃って、殺した。LTTE は政府の保安部隊を準軍事的組織と共謀して殺害したと非難した。4 月 24 日に政府は大統領調査委員を設置した。7 月に警察は殺害の被疑者 2 名を逮捕したが、年末までに起訴は行われなかった。

地雷は引き続き民間人にとって死亡と傷害の原因となった（第 1 章 g.を参照）。

#### b. 失踪

スリランカ人権問題委員会(SLHRC)は、保安部隊または、政府に結びついていると言われる準軍事的部隊または、LTTE の手にかかった、全国で 345 件の、政治的な動機での失踪について報告した（第 1 章 a.を参照）。

SLHRC は支払保釈金が 23,251 米ドル(2,526,221 ルピー)から 558,035 米ドル(60,630,502 ルピー)にわたる、コロンボ地区における 33 件の一般に知られている誘拐について報告している。被誘拐者のうちで、保釈金が支払われたにも関わらず開放されなかったものが 12 件ある。Rajapaksa 大統領は誘拐事件について調査するために前高等裁判所判事 Mahanama Tilakaratna を任命したが、年末までには報告書は出されなかった。

アムネスティ・インターナショナル(AI)によれば、5 月 6 日にジャフナ地区の Chavakachcheri の町の北東の Manthuvil 東のヒンズー寺院を飾っていた 8 人のタミル人が保安職員が寺院で姿が見られた頃に失踪したという。年末の時点では、8 名の居場所は依然不明である。

8 月 20 日に、身元が未確認の 2 名の者が Kayts 島の Allapidy の、聖メリー教会の Thiruchelvan Nihal Jim Brown 卿 と Wenceslaus Vinces Vimalathas 卿を誘拐した。AI によれば、Allapidy は SLN に支配されていたので、SLN 職員の掛かり合いが疑われたという。

9 月の 29 日に、2 名の身元未確認の者が、Batticaloa 地区の Batticaloa 町の教養・文化学部の学部長 Balasingham Sugumar を誘拐した。報告によると、誘拐者は Sugumar の家族に彼等が

前に Sugumar を訪問したことを誰にも知らせないようにと脅迫したと言う。AI によれば、誘拐が政府の支配する地域で発生したので、監視員は保安部隊の掛かり合いを疑っているという。誘拐者は Sugumar 学部長の釈放と引き替えにイースタン大学副学長 Raveendranath 教授の辞任を要求した。Raveendranath 教授は 10 月 3 日に辞表を提出し、その後 Sugumar 学部長は釈放された。辞表を提出後、Raveendranath 教授はコロンボに移転した。12 月 15 日に同教授はコロンボの重警備地帯の会議に出席中に失踪した。年末現在、同教授は保釈されていない。

強制的または意図しない失踪に関する 2000 年度国連作業グループが引用した、機密扱いでない失踪のいずれにも進展は見られなかった。またこれらの事件に関して政府が情報収集のために明白な努力を行っていることもなかった。国連作業グループは 2000 年以降以前からの 12 件の失踪について報告しているが、その内の 7 件は未だ係属中である。

2004 年に 1996 年から 1997 年にかけてジャフナで発生した失踪を調査している政府の委員会は近親者に、被害者が保安部隊に逮捕された後で、失踪したことを確認する書状を出状した。近親者は、人身保護令状事件を証拠立てるためにこの書状を使用した。年度末では一件が係属中である。

年度末現在で、HRC は保安部隊による 16,305 件の過去の失踪事件を引き続き調査しているが、そのいくつかは、10 年以上係属している。過去の失踪については、保安部隊の起訴、捜査、告発は行われていない。

当年中、LTTE は、しばしば引き続き民間人を拘留したが、それはしばしば身代金目的だった（第 1 章 g. を参照）。SLMM は LTTE とカルナ分派の誘拐は、当年は相当に増加したと報告した。

#### c. 拷問、その他の残酷で、非人間的で、自尊心を傷つけるような取扱または処罰

法律は拷問を処罰される犯罪としているが、拷問に対する国連条約のいくつかの条項を実施していない。人権グループは、拷問は特定の状況では禁止されている一方で、他の状況では認められていると主張した。HRC、その他の信頼のおける情報源によれば、容認又は自白を引き出すための警察の拷問の使用は特定の民族（国）に固有なものであり、罰を受けないで行われていたと云う。加えて、有事規則は、拷問によるものを含め、どのような状況の下でえられた自白をも個人を裁判にかけるまで拘禁するのに十分なものとする。当年中に有事規則に基づいて 528 件の逮捕が行われた。ただし、これらの逮捕者のうち 288 件は 12 時間以内に釈放された。被拘留者にはシンハラ族とイスラム教徒が含まれていたが、

これらの逮捕者の大多数はタミル人であった。テロ行為の疑い以外に、人は身元確認が来ないこと、麻薬および支払命令書が未払いとなっているために拘禁された（第 1 章 d.を参照）。監視者は 200 人が年末の時点で留置命令書によって引き続き拘置となっていると推測している。SLHRC は年間で 433 人の個人が警察での拘留で拷問を受けたと報告した（第 1 章 c.を参照）。

拷問の方法には、棒、鉄棒、又はホースでたたくこと、電気ショック、ゆがんだ体位で手首、または脚をつるすこと、燃やすこと、性器への猥褻行為、および溺死寸前まで水につけることが含まれる。被拘禁者は虐待の結果として骨折、その他の重大な障害を受けたことを報告した。

2002 年に行われたとの申し立てがあった、Nandini Heart の拷問と性的猥褻行為に対して Kurunegala の高等裁判所が起訴した、2005 年 10 月に始まった 3 人の警察職員の裁判は年度末には継続中であった

警察の拷問に対する 44 件の申し立ての大多数は北部と東部以外の警察署で起こったものであった。SLHRC によれば、政府は引き続き大部分の拷問事件について調査を継続し、年度末の時点で 14 件の拷問事件が係属中で、有罪判決が行われたものはなかった。

アジア人権問題委員会(AHRC)は、警察が 8 月 24 日に Kekirawa 警察署で農民 Suddage Sirisena を逮捕、拷問したが、申し立てによれば、同人は同警察署において鼻の骨折と前歯 5 本を失う等の肉体的障害をこうむったと報告した。後に彼は数日間入院した。年末の時点で、Sirisena の事件に関わり合いのあった警察職員にはどのような懲戒行動も取られていない。

Hevana Hennadige Priyadarshana Fernando と Jayasekara Vithanage Saman Priyankara の関わる別の 2005 年の警察の拷問事件は年末の時点でまだ係属中である。Palitha Tissa Kumara の 2005 年の拷問事件では、最高裁判所は警察の警部補（subinspector）は被害者に激しい拷問を行ったことで憲法の第 11 条（拷問）に違反したと判決した。補償金として命令された金額は 250 米ドル（25,000 ルピー）であった。高等裁判所の判事は、警察の警部補は健康診断書に述べられた肉体的傷害をおこし、同人の行動は不必要な力の使用となるものであったが、Kumara の取扱は拷問となるものではないと結論していた。

司法長官事務所の特別課と犯罪捜査ユニットは拷問にたいする苦情申し立てに的を絞った。当年において、ユニットは 139 の警察と保安職員の起訴のために、218 事件を送検したが、その中で 65 件が起訴となり、30 件は未だに係属中である。人権問題に関する各議会間の常任委員会と委員会の各省間作業グループは引き続き拷問の刑事捜査の追跡を行った。

10月に上訴裁判所は、監察官（Inspector General of Police）（IGP）は人権の侵害で告発された職員に提供された昇進は無効にすると決定した。

2004年にHRCは拷問を「一切許容しない」政策を実施するために拷問防止監視ユニットを設けた（第4章を参照）。HRCは本ユニットに配属された職員に対する特別訓練を行い、拷問の苦情申し立てに対する迅速な調査を行う政策を確立した。HRCは警察に拘留中に起こった死亡について調査する特別チームを任命した。年末までにHRCは拷問に対する433件の苦情申し立てについて事件の調査を開始した。

#### 刑務所と拘留センターの状態

刑務所の状態はひどい過密と衛生設備の欠如によって国際基準を満たしていなかった。場合によっては、未成年は成人と分けられていなかった。裁判前の被拘留者は既決囚と分けられていなかった。

政府は国際赤十字委員会（ICRC）を含め、独立した人権問題監視員による訪問を認めており、国際赤十字委員会は政府とLTTEの管理する刑務所施設と拘留センターへの15回の訪問時に出入りが無制限であったことを報告した。信頼すべき監視員は刑務所における状態は現地の基準と同等であったと報告した。

#### d. 恣意の逮捕または拘留

法律は恣意の逮捕と拘留を禁止している。しかし、その様な事件は発生している。有事規則が実施中は528件の逮捕があった。政府は逮捕者の大部分は二、三日以内に釈放されたと述べている。

12月に、12月1日に起こったLTTEの国防長官暗殺の試みへの反動として、政府はCFA前のテロ防止法(PTA)の一定の条項を、追加的な有事規則として復活させた。これによって保安部隊は以前に認められたものより広範な逮捕と拘留特権を得た。

#### 警察と保安機関の役割

2005年に行われ大統領選挙のあとで、政府は国内治安省を廃止し、6,000人の準軍隊的特別タスクフォースを含めた66,000名の警察隊を国防省の管理下においた。文官が委員をつとめる国家警察委員会(NPC)と同じように警察隊の上席職員が警察に対する苦情申し立てを扱った。タミル人が多数を占める地域で勤務する警察署員は、タミル人は少なく、普通タ

ミル語や英語は話さない。特に重警備地帯における警察の拷問と民間人の失踪事件に対する刑事責任の免除はひどい問題であった NGO のある者は、腐敗が警察の問題のひとつであると主張した。

全員が民間人で構成される NPC が、監察官を除く全ての警察職員の任命、昇進、配転、懲戒、解雇の権限を持っていた。NPC はまた警察に対する一般の苦情申し立てを調査する手続を定める権限も持っている。しかし、実際には、NPC は、身分の低い上席警察職員の懲戒の責任を警部に委譲した。2005 年 11 月に NPC の 3 年の任期が終わったが、年末までに政府は NPC の新委員を任命しなかった。

## 逮捕と拘留

法によると、当局は逮捕者に逮捕の理由を通知し、同人を 24 時間以内に治安判事のもとに出頭させなければならないことになっている。しかし、実際には被拘留者が治安判事の下に出頭したのは普通数日以内だった。治安判事は保釈可能な犯罪および多くの保釈できない犯罪に対して保釈を許可できるし、3 ヶ月もしくは更に長期にわたって裁判前の拘留の継続を命令することも出来る。警察は殺人、窃盗、強盗、強姦等の一定の犯罪については逮捕令状を必要としない。殺人の場合は、治安判事は被疑者を送還しなければならず、保釈を許可できるのは高等裁判所だけである。全ての場合に、被疑者は法的に代理される権利を有する。高等裁判所と上訴裁判所で審理される刑事事件では貧しい被告に対して弁護士が提供されるが、他の事件では提供されない。

2005 年 8 月に、外務大臣の暗殺後、議会は有事規則を承認し、軍隊の隊員に逮捕権限を与えたが、彼等は 24 時間以内に被疑者を警察に渡すことを求められた。有事規則に基づいて逮捕された個人は裁判なしで 1 年まで拘禁できる。

治安部隊の隊員が人権にかかわる虐待を行った可能性のある事件の大部分において、政府は責任者を特定せず、あるいは彼等を法に照らして処断することがなかった。人権団体は、判事の中には、拷問の遂行には 7 年の判決が義務づけられているために、拷問事件で有罪の決定を行うことに躊躇する者がいると述べた。証人を保護するプログラムも存在していなかった。人権団体によれば、法医学の専門家は 25 名しかおらず、拷問の評価分野で訓練を受けていない開業医が拷問被害者の大部分の者を診察したから、医学的な証拠を得ることは困難だった。事件によっては、医者は警察の脅迫を受け、拷問の被害者に関する正確な医療報告は困難となった。

HRC は最高裁判所および私的に市民から照会のあった事件において拘留の適法性について

調査した。

e. 公正な公判の否定

法は司法の独立について規定しており、政府は概してこの規定を実際に尊重した。大統領は最高裁判所、高等裁判所および上訴裁判所の判事を任命する。大法官（the chief justice）と 2 名の最高裁判所判事で構成される司法サービス委員会が下級裁判所の判事を任命し、配転を行う。判事は不正行為または無能力を理由に免職できるが、調査を行った後で、かつ、その後に大統領と議会が免職を決定した場合に限られる。

裁判手続

刑事事件では、陪審が公開で被告を裁判する。被告は起訴内容と彼等に不利な証拠について知らされ、彼等は助言を受け、また上訴する権利を有する。政府は高等裁判所と上訴裁判所において刑事告発で裁判にかけられた貧しい人間に弁護を提供するが、他の事件では弁護は提供しない。民間の法律扶助機関は何人かの被告を支援した。法律扶助委員会は代理を雇う資力のない者を支援するために法律扶助を提供した。しかし、ある情報源はその代表が受益者から金銭を強要したと報告している。PTA に基づいて裁判にかけられた事件では陪審裁判は存在しなかった。PTA 以外の全ての刑事訴訟手続では被告は無実と推定され、拷問を含め、色々な強制的手段で入手された自白は認められない。被告は彼等の自白が強制によって得られたことを示す立証責任をもつ。PTA 事件における被告は上訴権を有する。一定の事件においては司法審査を受ける事を条件に、被告は行政命令によって事件の審理に待機して最長 18 ヶ月まで刑務所で拘禁できる。事件が裁判にかけると、決定は比較的速やかに行われる。

法律は訴訟手続法及び他の制定法が英語、シンハラ語、タミル語で読めるようにすることを求めているが、ジャフナの外部および国の北部地区の裁判手続の大部分は英語またはシンハラ語で行われ、裁判所の任命する通訳の不足から、タミル語を話す被告が公正な審理を受ける能力を制限した。北部の裁判と審査はタミル語と英語で行われた。タミル語を話す判事は治安判事レベルでは存在したが、タミル語を流暢に話す判事は、高等裁判所では 4 人、上訴裁判所では 1 人、最高裁判所では 1 人だけだった。タミル語の法律教科書は少なく、政府は全ての法律を英語、シンハラ語、およびタミル語で発行するように求める法律に準拠していなかった。

2004 年 8 月に、国連人権委員 (UNHRC) 事務所は、Nallaratnam Singarasa の公正な裁判を受け  
る権利が、1993 年に同人が拷問され、本人が読めない自白書に親指の指紋による捺印を強

制されたときに侵害されたことを知った。UNHRC は同人の釈放又は再裁判をもとめ、政府に回答のために 90 日の猶予を与えた。2005 年 2 月に、政府は高等裁判所が有罪判決を維持した後では釈放や再裁判の規定はないと回答した。年末現在、Singarasa は依然拘禁中で、同人の弁護団は最高裁判所のために基本権裁判の準備をしている。年末現在、政府は 2003 年の Tony Fernando 事件では行動を取っていない。UNHRC は 2005 年 3 月に、政府が法律の改正を行い、Fernado に補償金を支払うようにと評決した。

政府は結婚年齢、離婚、財産の相続に関して女性を差別する個人法の一定の面の存在が継続していることを認めている（第 5 章を参照）。

当年において、LTTE は、自身の裁判制度の運営を続けた。LTTE はすべてのタミルの民間人が政府の司法制度の利用を止め、LTTE の代わりに法制度にのみ依存するように要求した。信頼すべき報告は LTTE がその要求を裏付けるために実力を用いると脅迫したことを明らかにした。

LTTE の法律制度は殆ど、または全然法律訓練を受けていない判事から構成されている。LTTE 裁判所は法典の、または定められた法的権限なしに、本来、独立した司法組織と云うよりむしろ LTTE の代理として運営していた。8 月 26 日に、LTTE は 2005 年 9 月に被疑者を追って LTTE 支配地域に入ったときに逮捕された国家児童保護局(NCPA)の 3 名の警察官の最後の者を釈放した。LTTE の 4 名の海軍幹部と交換に第 1 の警察官は 1 月 26 日に、第 2 の警察官は 2 月 18 日に釈放された。

#### 政治囚と政治的被拘留者

政府が政治囚を留置しているという報告はなかった。LTTE は多数の政治囚を拘置していると伝えられている。その数は団体の秘密的な性質のために決定が不可能であり、LTTE はこれらの囚人への ICRC の出入りを認めることを拒否した（第 1 章 c. を参照）。

#### f. プライバシー、家族、家庭、文通への恣意的な干渉

法律はプライバシーへの権利について規定しており、政府は概して、実際にこの規定を尊重した。しかし、政府はある分野において国民のプライバシーの権利を侵害した。概して、警察は正当な逮捕令状を入手し、捜査は普通法に基づいて行われた。当年中、北部及び東部の保安部隊への頻繁なクレイモア対人地雷による攻撃およびコロンボにおける数個のクレイモア対人地雷の発見に対して、付近の家屋で定期的に交通遮断と捜査作戦が行われた。

LTTE は効果的な密告者のネットワークを維持することによって国民のプライバシーに干渉した。

g. 国内紛争における、度を越えた暴力の使用とその他の虐待

LTTE は民間人をターゲットとする攻撃を含め、戦争において日常的に度を越えた暴力を用いてきた。2001 年に和平過程が開始して以来、LTTE は対象を絞った殺害、誘拐、トラック積荷のハイジャック、子供を含めた強制的徴用に従事してきた。

LTTE が政府との紛争および 2004 年の津波の国内罹災者(IDPs)のための食料、燃料、その他の物品を収奪したという定期的な報告があった。

当年間に LTTE が 531 名の警察と軍隊、およびイーラム人民民主党(EPDP)、カルナ派に忠実な LTTE 幹部、タミル人の保安部隊のための密告者と申し立てられた者および民間人等の 34 名の反 LTTE タミル準軍隊的グループを殺害したという信頼できる報告があった。LTTE は現在及び過去の反 LTTE のタミル政党メンバーを対象とした。当年間に 59 名の現在と過去の反 LTTE の EPDP メンバーが殺害された。信頼すべき情報源は LTTE がカルナグループの離反した軍事指導者 30 名を殺害したことを明らかにした。また LTTE が目標を絞った作戦で、軍諜報組織のメンバー 10 名を殺害したという信頼できる証拠も存在した。

4 月と 5 月に別の自爆的攻撃が軍司令官 Sarath Fonseka 将軍に重傷をあたえ、軍の第 3 位の士官の Kulatunga 大将を殺害した（第 1 章 a.参照）。

4 月 22 日には、Kalyanapura の 6 名のシンハラ人の農夫が、申し立てによれば LTTE によって殺害された。5 月 27 日に、3 個の水圧機雷が Wilpattu 国立公園で、小説家 Nihal de Silva を含む 7 名の地元の観光客を殺害した。5 月 29 日には LTTE が申し立てによれば Valachchennai の Ominiyamandu の 12 名のシンハラ人の民間人を殺害した。

6 月 15 日には Anuradhapura 地区の Kongollaw の LTTE のテロリストが少なくとも 150 名の民間人をのせたバスにクレイモア対人地雷攻撃を行い、64 名を殺害、86 名以上に傷害をあたえた。

年末時点では、LTTE が実行したと申し立てられた 2005 年 5 月の諜報大隊の指揮官 Nizam Muthalif 少佐の殺害、2005 年 8 月の外務大臣 Lakshman Kadirgamar の暗殺では、逮捕は行われていない。

軍の情報源によれば、LTTE は年間に、警察と軍事目標にたいしてクレイモア対人地雷を使用し、週に平均で 5 名の兵隊を殺害した。6 月に LTTE の幹部と疑われる者が Anuradhapura の近くで民間のバスにクレイモア対人地雷を爆発させ、69 名の民間人、1 名の国防市民軍兵および 2 名の治安軍隊の職員を殺害した。これらの攻撃のいずれにおいても逮捕は行われなかった。

カルナの準軍隊的グループの武装団は、伝えられるところでは、(別名)Ramanan( Batticaloa 地区軍副司令官)と Akbar(砲兵師団長)を含め 16 名の LTTE の幹部を殺害したと言われる。カルナのグループは誘拐の関連で殺害した 10 名を含め、数百名の民間人を殺害したと信じられた(第 2 章 a.参照)。政府が、カルナとその幹部に対して、LTTE との幹部との闘いで彼等を支援するために保護と軍事援助を与えたという報告があった。政府はカルナおよびその幹部との関連を否認した。

CFA によれば、LTTE は国際水域を使用する権限を有していない。LTTE は北部地方の Mullaitivu の沖の水域は、彼等の領土であるという、CFA においては、領海は LTTE には振り当てられていない。12 月 23 日に、LTTE の幹部はヨルダンの商船に乗り込み、強奪した。同船の船長は LTTE が数日後に釈放するまで力づくで船員を押さえていたと述べた。年末現在、同船舶は Mullaitivu の外側の砂州にまだ座礁したままである。

ジャフナと国の北部地方の Vanni 地域、またある程度、東部地方では、地雷は重大な問題であった。地雷と仕掛け爆弾と未発の弾薬は、IDP の再植民と再建に問題を提起した。国連開発計画(UNDP) は 16 件の地雷の関連した死亡と 9 件の地雷に関連した傷害を報告した。北部と東部の人道的な地雷除去作業は、定期的に暴行の増加によって中止された。但し、NGO と軍隊の地雷除去は年末までに再開された。

当年間に LTTE は 451 人の児童を強制的に徴用した(第 6 章 d.参照)しかし、LTTE は 80 名の釈放も行ったが、そのうちの 52 名は再度徴用された。8 歳にしかならない児童の LTTE の駐留地からの脱走の報告が後を絶たない。

第 2 章 市民的自由の尊重、下記の項を含む：

a. 言論と報道の自由

法律は言論と報道の自由について規定しているが、政府は概してこれらの権利を実際に尊重した。個人は一般的に報復を恐れることなく政府を非難することができた。2005 年 8 月の有事規則は、治安紊乱を引き起こす可能性が高いとみられる、本、雑誌、新聞、ポスタ

一、映画、演劇、歌、ラジオ、テレビのプログラムの出版、配布、展示、上演、上映、または放送の停止を政府に容認している。しかしながら、当年中に、これらの条項が制定されることはなかった。

ジャーナリスト保護委員会 (CPJ) によれば、政府は 12 月 6 日にテロと特定テロ活動の防止・禁止規則を制定した。この規則は、テロの定義づけを試み、テロの容疑者を投獄するために政府が必要な措置をとることを容認するものである。CPJ の報告によると、報道記者 1 人がこれらの条項に基づいて、拘束された。

政府はスリランカ最大の新聞チェーンや主要テレビ局 2 つとラジオ局 1 つを所有していたものの、民間の所有者は独立したさまざまな民間所有の新聞や雑誌、そしてラジオ局やテレビ局を運営していた。スリランカでは外国メディア支局も機能していた。多くの独立したメディアハウスは政府とその政策を自由に批判した。政府が新しいメディア企業の設立に政治規制を強いることはなかった。

ジャーナリスト達、特にスリランカ東部にいるジャーナリスト達は、治安部隊と LTTE の両方からの圧力のため、自己検閲を行っているという報告があった。9 月に防衛省は、国家安全のため、防衛関係に関する記事はすべて許可が必要であると発表した。

報道によれば、ジャフナでは治安部隊の司令官が、タミル語の新聞グループ Uthayan 出版の職員に対して政府が提供する情報にもとづく以外には、軍事作戦に関する報道を流してはならないと云った。

1 月 24 日、正体不明の武装団は、タミル人ジャーナリスト、Subaramaniyam Sugitharajah が 1 月 2 日に Trincomalee のタミル人学生 5 人の殺害を報道した直後、彼を殺害した。彼はタミル語の日刊紙 (Uthayan 出版の傘下でもある) Sudar Oli のレポーターであり、死亡した生徒達の頭部負傷の写真を公開していた。

5 月 2 日、武装団が Uthayan 新聞社の事務所に押し入り、設備および職員に発砲した。Suresh Kumar と Ranjith Kumar の従業員 2 人が射殺され、従業員 4 人が負傷した。

5 月 31 日、Batticaloa 県のタミル人フリージャーナリスト、Aiyathurai Nadesan が何者かの襲撃者によって殺害された。タミル語および英語のフリーのマスコミ関係者は知られざる行為者による脅迫事件として報道した。

7 月 1 日、正体不明の武装団が、シンハラ語の独立系新聞社 Sathdina の防衛ジャーナリス

ト、Sampath Lakmal を殺害した。彼は犯罪および政府と反政府グループ LTTE の対立について報道したのだった。

8 月 15 日、Uthayan 専属の運転手が配達用トラックを運転中に射殺された。8 月 23 日に、容疑のかかった政府の治安部隊はジャフナにある Uthayan の事務所に放火した。

10 月 16 日、空軍機は Killinochchi にあるラジオ局、ボイス・オブ・タイガーの放送塔を破壊し、その襲撃で 2 人の従業員が負傷した。

10 月 23 日、容疑のかかったカルナグループのメンバーはタミル語の日刊紙、Virakesari 10,000 部を燃やした。

11 月 24 日、警察は週刊新聞 Maybina の記者、Parameswaree Maunasami を逮捕した。同僚は、彼女が軍部と LTTE 間の衝突を記事にしたので逮捕されたとみた。彼女は、起訴なしでの長期拘留を認めた反テロ法に基づいて拘束されたと報じられた。

Vavuniya 地区にある TELO (タミル・イーラム自由組織) 運営のテレビ再送信局と親 LTTE の新聞社、Sudar Oli のコロンボの印刷・広告事務所が 2005 年にそれぞれ攻撃された事件は進展がなかった。2005 年の 6 月と 9 月に Batticaloa 県にある親 LTTE の新聞、Eelanatham を配達する新聞取次店 2 人の LTTE のカルナ派による仕業とみられる殺害、2004 年の 12 月にタミル語の日刊紙 Thinakkural、またミュージックテレビジョン (MTV) /中東放送センター (MBC) の送信機が攻撃された事件も進展がなかった。

LTTE は自分達の支配下にある地域における印刷や電波によるメディアを嚴重に取り締まった。コロンボを拠点とするタミル人ジャーナリストが LTTE に脅迫されたという報告があったが、LTTE の支配地区を取材するジャーナリストにとって自己検閲は当たり前のことであった。

#### インターネットの自由

インターネットへのアクセスにおける政府の規制や、Eメールやインターネット上のチャットルームを監視したという報告はなかった。個人およびグループは、電子メールを含む、インターネットを通して意見の平和的表現を行うことができた。例えば、LTTE のウェブサイトであるタミルネットは全国どこでもアクセス可能である。また、“シンハラ国の裏切り者”の殺害を求めるヘイト・ウェブサイトというものもある。

## 学問の自由および文化行事

学問の自由および文化行事に対する政府による規制はなかった。

### b. 平和集会・結社の自由

#### 集会の自由

法律は集会の自由を規定し、政府は概してこの権利を実際に尊重した。ただし、いくつかの制約は存在した。例えば、2005年8月の有事規則は大統領に会議、集会、行進を制限する権限を与えるものであった。

法律は、国民投票が予定されている時に政治的な集会やデモは行われてはならないと述べている。しかしながら、政府は、反対派や少数派のデモを含め、デモに対しては概して許可を与えた。

#### 結社の自由

法律は結社の自由について規定し、政府は概してこの権利を実際に尊重したが、有事規則に基づく制限をふくめ、いくつかの制限が存在した。

LTTE は自分達の支配地区において、結社の自由を認めなかったばかりか、報道によれば、威圧によって人々を LTEE の集会に参加させたという。

### c. 信仰の自由

法律は仏教に第一の地位を与えているが、法は又他の宗教の信仰者が自分たちの宗教を自由に実践する権利についても定めており、政府は実際にその権利を尊重した、国教は存在しないが、国民の大多数は仏教の信奉者であり、このことが時折他人の信仰の自由の不都合な影響を及ぼすことがあった。

外国の聖職者はこの国で仕事をすることが出来るが、政府は一時的な労働許可を与えられる外国の宗教活動家の数を制限しようとした。許可は通常政府に登録済の宗派に限られていた。

裁判所は一般的にキリスト教のグループが礼拝し、彼等が集会をおこなう施設を建設する

権利を是認したが、2003年に公表された最高裁判所の決定はローマカトリック教のグループの承認に不利な裁定を下し、その医療サービスは「誘惑」となると決定した。同時に、最高裁判所は、憲法は個人が宗教を实践する権利を支持はするが、それは改宗を勧めて説く権利は支持しないと決定した。2003年の終わり以来、未知の攻撃者によるキリスト教会の攻撃が約250回あり、時には、牧師や集会者が攻撃されることもあった。当年中に、仏教の過激派によるキリスト教会への散発的な攻撃と改宗の強制について現に行われている主張それから反改宗法についての議論のために、限定的な社会的緊張が存在した。

6月に叛徒はコロンの北東に所在する Somawath 神殿にたいして射撃を開始した。世界宗教ニュースによれば、軍隊は、LTTE を、タミル人とヒンズー人間の紛争を扇動するために古い仏教の神殿に発砲したとして非難した。

6月に Mannar のカソリック教会が海軍の手投げ弾によって攻撃され、5人が死亡し、多数が負傷した。その後、司教はバチカンへの書状の中で、手投げ弾の炸裂の前に200人のタミル人が教会に避難していたと述べた。

2005年の6月に、村人が Galle 地区の Ambalangoda における「神の集会」の牧師と彼の兄弟と准牧師を攻撃し、全員入院が必要になった。警察は攻撃者6人を逮捕したが、年末には全員が保釈され裁判を待つことになった。事件は年末現在係属中である。

1990年以来 LTTE が追放してきた回教徒は引き続き追放状態のままである。当年において LTTE は東部の回教徒に対する脅迫と強奪を続けている。

LTTE による回教徒の攻撃は宗教的な動機のものでなく、独立タミル州の大義に好意的でない人間を北部、東部から一掃するという全体的な戦略の一部であるように思える。LTTE は回教徒のコミュニティーに対して若干懐柔的な声明を行ったが、回教徒の大部分はこの声明を懐疑の目で見ている。

#### 社会的虐待と差別

キリスト教のコミュニティーに対する社会的暴力と嫌がらせの事例がいくつかあった。100以内のユダヤ人のコミュニティーは100をきるが、之に対する反ユダヤ主義の事例で報告されたものはなかった。

より詳細な論議については、2006年度信仰の自由に関する国際報告書を参照されたい。

#### d. 国内の移動、外国旅行、移住、本国への帰還の自由

法は全ての国民に対して「移動と住居の選択の自由」および「自国に帰還する自由」を認めており、政府は概してこれらの自由を実際に尊重した。しかし、当年中、政府はタミル人の移動を制限した。LTTE との戦争によって、政府は、北部と東部からの旅行者と特に日暮れ後のコロンボにおける移動に益々厳重なチェックを課すことになった。タミル人は漁業、および北部と東部の重警備地帯の通過のために特別な通過証の提示を求められた。タミル人は今では国内の移動に警察のパスの入手を求められないが、検問地点でしばしば嫌がらせに会った。

8月11日に、ジャフナ半島での政府軍とLTTEの戦闘の開始にともなって、政府はA-9のKandyからジャフナへの高速道路への入り口地点を閉鎖した。この道路の閉鎖はKillinochchiのLTTEの本部を含め、LTTEの支配下のVanni地域を経由する人と供給物の移動を制限した。8月には商業便も運航中止となり、LTTEは民間便とICRCまたは政府の運営する海路経由の乗客とサプライチェーンの安全を保証することを拒否した。

軍の基地と、軍の大砲等の据え付け場所、駐屯地、兵舎または検問所付近の地域で、民間人が出入りできない場所と定義された、重警備地帯へのアクセスの制限は継続した。6月から、SLMMは、監視者がCFAの違反があったと報告された場所への出入りを制限されたと報告した。重警備地帯は大部分の軍の駐屯所のフェンスから半径4キロまで拡張された。監視者には、重警備地帯は行き過ぎであり、特にジャフナにおけるタミル人の農地に不公平な影響を及ぼしていると主張する者もあった。政府の職員によれば、この地域のために109,815の者が強制追放され、また8月に戦闘が始まってからは更に46,716人が追放され、その地域は60平方キロを占める。2004年に政府はChavakachcheriの一つの場所で制限を減らし、農民とその家族に自分たちの土地に戻ることを認めた。しかし、一般大衆はこの地区及び他の全ての重警備地帯の地区への出入りを未だに認められていない。このほかに、ジャフナの市民はジャフナから出るのに軍の民間事務ユニットから許可を入手することを求められる。いくつかの情報源によれば、このウェイティング・リストは5ヶ月をこえる長いものになっているとのことである。午後8時から午前8時まで軍が課している夜間外出禁止令もジャフナの市民の移動を制限している。

#### 国内避難民

UNHCRによれば、5月現在、約418,000名の紛争IDP(国内避難民)が出身地に戻り、約312,000名のIDPが紛争によって追放されたまま残っているという。民族紛争によって追放となった者のために268個のキャンプがあり、年間に約67,000名の者が福祉センターにあり、約

246,000 名がホスト・ファミリーまたは親戚のところに滞在している。色々な情報源によれば、主としてタミル人の、約 50,000 名の IDP が、重警備地帯のために移動できないでいる。UNHCR は性的虐待が IDP キャンプ内で蔓延している事を知り、この問題に取り組むために地元および海外の NGO と共にいくつかのイニシアティブに従事している。UNHCR によれば、当年中に約 16,000 人のタミル人がインドに避難したという。政府は 200 以上の、土地を持たない IDP 家族を、北部の Vavuniya と Kilinochchi 地区の国有地に移転させるプログラムを継続している。1990 年に LTTE が追放した 46,000 名の回教徒の大部分は追放されたままで、福祉センター内かその付近に住んでいる。回教徒の IDP 家族で帰郷した者もいるが、大多数は移動せず、政府から LTTE の支配地域での安全の保証を待っている。

LTTE は時々、2 箇所の確立した検問所から Vanni 地域を出ていく人々の流れを切っている。LTTE は、支配する地域を経由して旅行する民間人から一様に税金を徴収している。

LTTE と政府軍の間の戦闘は継続的に IDP の安全を脅かしてきた。9 月のはじめに、政府は IDP キャンプを閉鎖し、水の供給を止め、IDP を強制的に Kantale から Muttur に戻した。11 月 8 日には、軍隊の火砲が Batticaloa 地区の Kathiraweli の IDP キャンプに命中し、47 名が死亡し、136 名が負傷した。

## 難民の保護

法は、難民の資格に関する 1951 年の条約と、1967 年の議定書にしたがった亡命または難民の資格の許可については規定していない。政府は難民に保護を提供する制度を確立していない。しかし、IDP と難民の援助において、UNHCR および他の人道主義的団体と協力した。政府は 7 月と 8 月に Muttur の戦闘によって難民となった約 40,000 名の民間人の自宅への帰還を助けた。迫害をおそれている国への強制的送還である *refoulement* については報告がなかった。UNHCR によれば、当年間に、16,000 人をこえる市民がインドに逃げたという。

## 第 3 章。政治的権利の尊重。政府を替える市民の権利

法は市民に平和的に政府を変える権利を提供しており、市民は普通選挙権をベースに行われる定期的で、多党の、自由で、公平な選挙を通じてこの権利を行使している。しかし、最近の選挙は暴力といくつかの不正によって損なわれている。

## 選挙と政治参加

2005 年 11 月に 6 年の任期で選出された大統領が行政権を保持し、他方で 2004 年 4 月に選

出された 225 人の国会議員が立法権を行使する。

EUEOM は 2005 年の大統領選挙を概して満足のいくものであったと記述している。しかし、LTTE が強制した投票のボイコットと北部と東部における 7 件の手榴弾攻撃が選挙を台無しにし、北部の有権者の 1 パーセントを割る者しか投票権を行使できなかった。監察官は、選挙にかかわる暴力についていかなるデータを発表することも拒否したが、以前の年と違って、選挙日に死亡、または重傷事故は発生しなかった。EUEOM は国有メディアの偏見があったことと、キャンペーンのための公共資金の濫用について言及した。

EUEOM は、2004 年の総選挙が、広範囲にわたる投票者の詐称と複数投票が発生した、北部と東部における不正は例外として、民主的な方法で実施されたと述べている。いくつかの情報源は不正に責任のあるものとして LTTE を引き合いに出した。EUEOM は、2,000 件以上の選挙暴力があり、5 名が死亡し、他に 15 名が重傷を負ったと報じた。投票率は 75 パーセントであった。以前の選挙とちがい、政府は LTTE の支配する地域に居住する者に政府の支配地域のクラスター投票ブースでの投票を認めた。

225 名の国会議員には 11 名の女性、内閣には 3 名の女性、最高裁判所には 2 名の女性がいた。225 名の国会議員の中には 34 名のタミル人と 24 名の回教徒がいた。女性、少数派については政党の身分の定数もしくは定まったパーセンテージについての規定、又は割り当てはなかった。

#### 政府の汚職と透明性

行政部門と立法部門では汚職があった。国際透明性促進機関(TI)は、官吏の政府および国有機関への任命における親族重用主義とえこひいきを確認した。政府契約の入札、調達過程は透明でなく、負けた入札者がしばしば汚職があったことを申し立てることになった。それはまた事業運営体制を含めた、高価値のプロジェクトの入札過程における問題であると述べた。

賄賂または汚職の申し立て調査委員会(CIABOC)は 3,212 件の苦情申し立てを受けとったが、そのうちの 943 年は年末現在調査中である。CIABOC の副委員長によれば、年末現在、裁判は未だ進行中であった。起訴の焦点は前国防次官 Ratwatte による疑わしい資産の取得であった。

一般人の政府情報の入手について規定する法律はない。

#### 第4章 人権の侵犯の申し立てに対する海外および非政府の調査に関する政府の姿勢

多くの国内、国際の人権問題グループは概して政府から制限を受けないで活動し、調査を実施し、人権事案に関する調査事項を発表している。政府の役員は協力的で、彼等の見解に対する反応もよかった。人権機関協会、人権問題のためのホーム、ジャフナの大学教師の人権問題グループ、公民権運動、法律、社会トラスト等の多くの国内人権問題 NGO が市民と政治の自由を監視した。政府は公式的に、NGO に対して、最初の登録手続の一部として、また、その後毎 5 年ごとに、アクションプランと資金源についての詳細な説明を含めるように求めた。8 月に、政府は北部と東部で活動する NGO に国防省への登録を要求したが、この要件をすべての機関に強制することはなかった。NGO はこの更新要件を、以前人権グループによる批判があったので、政府が NGO 部門にたいする管理を強化しようとしているのだとみなした。大部分の NGO はこれらの報告要件にしたがった。8 月からは、政府は LTTE の支配地域で活動する海外 NGO 職員の労働許可書の更新を行わなかった。

政府は ICRC に対して引き続き留置所設備への無制限の出入りを認めた（第 1 章 c. および第 1 章 d. を参照）。ICRC は治安部隊に対して国際人権法研修資料を提供し、研修を行った。当年中に ICRC はまた北部と東部の LTTE 支配地域において保健教育プログラムを実施した（第 1 章 g. を参照）。

法令によって、SLHRC は広範な権限と資力を有しており、裁判所における証人として召喚されたり、その公的職務に関して訴訟を起こされたりすることはないかも知れない。しかし多くの人権団体によれば、SLHRC はしばしばあるべき程に有能でなかったという。SLHRC には係属中の不服申し立ての取扱件数を処理するのに十分な職員も資金もなく、政府の十分な協力も得られなかった。SLHRC は調査に裁判所のような取り組み方を行い、犯罪捜査官が行うような方法での予備調査を行うことを断った。

2004 年 6 月に SLHRC は情状酌量なしの拷問政策を実施するために拷問防止監視ユニットを設置した。HRC はこのユニットに配置された職員に特別研修を行い、拷問の苦情申し立てに対する迅速な調査の政策を確立した。その持続性を確保するために、HRC は財務省にたいして監視ユニットの費用を賄うように強く要請した。過去と同じように HRC は妨害なしに職務を果たすことが出来なかった。

8 月に、スウェーデン、フィンランド、およびデンマークは EU の行った、LTTE のテロリスト団体の指定に伴う、LTTE の欧州連合諸国の撤退要求にこたえて SLMM からの撤退を発表した。それによって、30 名の民間監視員を残して、37 名の監視員が出国した。

2004年7月にLTTEは北東人権問題事務局(NESOHR)を設置した。最初から、NESOHRは土地紛争から、児童の徴用にたいする苦情にわたる何百もの苦情を受けとった。いくつかのグループはNESOHRのLTTEとの密接な繋がりを理由にNESOHRの信頼性に疑義を唱えた。

## 第5章 差別、社会的虐待、人身売買

法律は全ての市民が平等な権利をもつことを規定しており、政府は概してこれらの権利を実際に尊重した。しかしながら、性別や民族による差別が発生した事例がいくつかあった。

### 女性

法律は家庭内暴力を禁じているが、厳密には実施されなかった。性的暴力、レイプ、配偶者虐待は、依然深刻な問題で、広がる傾向にある。法律は特に性的虐待や搾取に対処し、レイプ事件では、公平な立証責任や厳しい処罰の規定を盛り込んでいる。配偶者レイプは、別居の判決を受けた夫婦の場合に限り、犯罪とみなされる。法律によって性的暴力の犠牲者が直面する問題のいくつかを緩和できる一方、多くの女性団体は、警察や司法がこの問題にもっと敏感になってもらう必要があると信じている。児童・女性保護局は、上半期に876件の女性に対する暴力犯罪の申し立てを受理した。

2003年にMannar地区のUyilankulamでSelvarajan夫人をレイプしようとした2人の警官に対する案件は年末時点で継続中である。司法長官はその2人に対して未だ起訴状を提出しておらず、年末の時点で彼らは現役警官として勤務している。

児童・女性保護局によると、報告されたレイプ事件は481件あった。保護局は、犠牲者のうち11人は18歳未満であったと指摘した。レイプや家庭内暴力を支援するサービス、緊急相談センター、法律扶助、カウンセリング等、レイプや家庭内暴力を支援するサービスは一般的に限られている。

売春は違法であるが、年間を通して行われている。報道によれば、警察や治安部隊のメンバーには、売春に加わったり、売春行為を大目にみる者がいたという。強制労働をさせるための女性の人身売買も発生している（第5章、人身売買の項参照）。

セクハラは、最高5年の禁固刑を伴う刑事犯罪である。しかしながら、これらの法律は実施されなかった。

法律は公的部門における均等の雇用機会について規定している。しかしながら、女性には民間部門での差別に対しては法的保護がなく、同じ労働をしても男性より収入が低いことがある。彼女らは監督者の地位に上るのに困難を覚えることも多く、さらにはセクハラに直面した。アジア開発銀行（ADB）によれば、たとえ正式の労働力のおよそ半分が女性で構成されているとしても、女性労働者の需要は、主として、フォーマルおよびインフォーマル部門におけるパートタイムの、低賃金、低技術職なので、女性に用意されている雇用の質は男性に用意されているものより劣った。

女性は、国内法、民法、刑法のもとで平等の権利がある。しかしながら、離婚、子供の親権、相続を含む家族法に関する問題は、民族また宗教団体のそれぞれの習慣法にのっとって判決された。女性の結婚最小年齢は 18 歳であるが、自分たちの結婚の慣習に従い 15 歳で結婚することが出来るイスラム教徒の場合を除いて、親の同意を得て、より若年で結婚することについては規定がない。法律は女性の相続権利を制度化していないので、女性は、政府が援助する集落に定着する平等の権利を認められなかった。様々な宗教や民族慣行は、結果的に、差別を含む、女性の不当な扱いに終わることが多い。

## 児童

法律は 5 歳から 14 歳までの子供が学校へ通うことを義務付け、政府は公教育および医療といった広範囲に及ぶ制度を通して子供たちに対する政府の肩入れを証明した。16 歳未満の子供のおよそ 85% が学校に通っている。教育は大学レベルまで無料である。予防接種を含む保健、医療も無料である。

多くの NGO は子供達の搾取問題は法律の制定が不十分であることより法の執行の欠如に起因するとした。警察の、子供と女性の保護局は、子供と女性に対する犯罪調査を行ったが、多くの法執行のための資源は LTTE との対立に転用された。

法律では、児童虐待の定義は、子供に対する性的暴行、人身売買、子供への残虐行為などのあらゆる行為を含んでいる。法律はまた搾取労働や違法行為、義務教育規定に反するいかなる行為においても子供を利用することを禁止している。それはまた児童虐待の定義を、子供を戦争に巻き込むことにまで広げる。NCPA（全国連合警察協会）には、教育、医療、警察、法律の専門家からの代表が含まれているが、直接大統領に報告を行った。当年中に、子供・女性保護局は、1,278 件の子供に対する暴力犯罪の申し立てを受理した。

政府は小児性愛の罪をおかした者を法にもとづいて処罰するために、より一層の国際協力を要請した。小児性愛に対する刑罰は 5 年から 20 年までの懲役刑と不特定の罰金刑という

広い範囲に及ぶ。政府は年間に 1,692 件の申し立てについて手続を開始し、うち、法定強姦を含む小児性愛に対して 700 件の起訴状が送達され、134 件は免責、992 件は終結した。158 件は調査続行中、残りは年末の時点で保留となっている。

2004 年の津波に引き続き、NCPA は、孤児または流民の児童を小児性愛者から保護するための意識向上キャンペーンを始め、成果を上げている。

児童買春は海岸のリゾート地区の問題であった。政府は、国中で 2,000 人以上の売春児童がいると推定したが、民間団体は、その数は 6,000 人にも上ると主張した。市民は、児童買春の形で多くの児童性的虐待の罪を犯した。しかしながら、売春児童のなかには、外国人旅行者を相手にした少年もいた。これらの子供の中には売春を強制された者もいた。（第 5 章 人身売買の項参照） 保護観察・保育サービス部は、虐待や性的搾取の犠牲になった子供に保護策を講じ、保護施設を提供する現地の NGO と提携した。観光局は、セックス観光に流れがちなりゾート地区において危険な状態にある子供達のために意識向上プログラムを実施した。

LTTE は児童兵士を使用し、戦場の支援的な役目で使用するため、又は戦闘用として、時には強制的に、児童を徴兵した。LTTE の補充兵は、8 歳という若さの児童もいたが、LTTE キャンプを脱走し、軍隊や SLMM に投降した。信憑性の高い報告は、2 月に LTTE とカルナ派が特に東地区で徴兵活動を強化したことを明らかにした。（第 1 章 g.項 を参照） 信頼できる情報源は、LTTE による強制的な児童徴兵が 450 件以上あることを報告した。LTTE のカルナ派は推定 200 人の子供達を強制的に徴兵した。これらの情報源は、さらに、1,000 人以上の子供達が年末現在 LTTE に拘留されたままであったと報告した。いくつかの情報源は UNICEF と LTTE の間で作られた武装解除と子供兵士の社会復帰に関する 2003 年の行動計画を LTTE が妨害し続けていると報告した。いくつかの情報源は、LTTE が徴兵を容易にするために脅迫や賄賂を使っていると報告した。LTTE の上席職員は、全ての子供兵士は自ら進んで志願をした者たちであると主張した。

## 人身売買

法律は人身売買を禁止しており、女性の売買に対する刑罰には 2 年から 20 年までの拘禁と罰金が含まれる。児童の売買については、法律は 5 年から 20 年の拘禁と罰金を認めている。しかし、セイロンは売買された人間、主として強制労働と性的搾取のために取引される女性と児童の出身地であり、また行き先でもあった。女性の中にはレバノン、サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、カタールへの正式雇用を装って、強制労働と商業的な性的搾取のために売買された者もあった。少数のタイ、中国、エチオピア

の女性が商業的性的搾取のためにスリランカに売られた。女性と児童が国内で強制家庭内労働と強制的労働のために売買された。少年・少女は、性観光産業において小児性愛者による商業的性的搾取の被害者であった。児童は LTTE の支配地域で児童兵士としても売買された。

特に北部及び東部地方に境界を接する地域出身の男性児童の国内の売買も問題であった。国内 NGO である、「あらゆる場所の環境と児童の保護」は 8 歳から 15 歳の間の 6,000 人の男の児童が海岸や山のリゾートで性的に搾取されていると推定した。これらの児童の中には両親または組織犯罪によって商業的売春を強要される者もいた。

NCPA は国際労働機関(ILO)の援助を受けて、搾取的雇用のための児童の売買と闘う包括的な国家計画を採択した。NCPA とともに、警察は児童売買を含む児童問題に関する活動を開始した。

政府は売買の被害者のために社会復帰のためのキャンプを設置し、人身売買について女性を教育する意識向上キャンペーンを始めた。しかし、キャンペーンの殆どは外国人雇用局の支援を得ながら、地元および国際 NGO が行った。

売買人被疑者または性目的の観光客を突き止めるためのコンピュータープログラムで入出国を監視する政府のプログラムは、怪しいインターネットチャットルームを監視するインターネット上での監視活動と同様に継続している。

## 障害者

法はどのような者にも傷害を理由に差別することを禁止している。しかし、雇用、教育および国家のサービスの提供の分野において障害者にたいする差別の事例が存在した。法律は障害を持った者のための建物への出入り手段を義務づけていない。そしてそのような設備は稀である。社会事業省は肉体的、精神的傷害のある者のために 8 つの職業訓練学校を運営し、職業訓練と卒業者のための就職斡旋を後援している。政府は又障害者を援助する NGO に金銭的な援助を提供した。そのような援助には、人工補綴装置への補助、障害者の供給業者からの購入、障害者のための 74 の NGO の経営する学校と訓練機関の登録が含まれる。社会事業省は、推定 200,000 人の就労資格のある障害者の就労を助けるために就職斡旋職員を選抜した。これらの努力にもかかわらず、障害者は拒否的な姿勢と社会的差別のために困難に直面している。

## 国籍、人種的、民族的少数者

いわゆる山岳タミル、茶農園タミル、インドタミルと呼ばれる、祖先がもともとプランテーションで働くために19世紀にセイロンに連れてこられた、インド起源のタミル人が約100万人いる。過去において、これらの人々の内で約300,000人は何れの国においても市民の資格がなく、特に教育のための政府資金の割り当てにおいて差別に直面した。2003年に議会は460,000人以上の茶農園タミルに完全な市民権をあたえる法案を可決した。2004年8月にUNHCRはタミル人に対して新法に対する注意を喚起するために意識向上キャンペーンを開始し、2005年末までに約276,000人を登録した。UNHCRは年間に追加の75,000人の登録を確認した。年末の時点で、117,000人の登録が確認されていない。

地方と山岳タミルは大学教育、政府機関への就職その他政府が管理する事項で長年にわたる、組織的な差別を受けてきたと主張する。SLHRCによれば、タミル人は住宅でも、差別を経験してきたという。

#### 土着民

Veddaと呼ばれるセイロンの土着民は数が1,000人を切っている。ある者は伝統的な生活方法を維持することを好み、法律によって保護されている。國の政治、経済生活への参加には法的な制限はない。Veddaの中には保護森林地域の彼等の土地から外に押しやられつつあると不平を言うものもある。

#### 他の社会的虐待と差別

法律は男性間および女性間の同性愛活動を違法とするが、この法は実施されなかった。レスビアン、ゲイ、両性愛、トランスジェンダー問題で活動しているNGOは政府に登録していない。近年の報告と同じように、人権団体は警察がコロombo、その他の地域の同性愛者にいやがらせをし、金銭や性行為の同意を強要し、暴行したと報告した。

HIV防止サービスを提供する者、HIV/AIDSを広げそうな高リスクのグループにたいする公式の差別はなかった。もっとも、これらのグループに対する社会的差別はあった。

### 第6章 労働者の権利

#### a. 結社権

政府は組合を設立する労働者の法的権利を尊重し、國は強力な労働組合の伝統を持ってい

る。いずれかの 7 名の労働者は組合を結成し、憲章を採択し、指導者を選出し、彼等の見解を公表することが出来る。しかし、実際にはその様な権利は行政の遅れの影響を受けた。それでも、全国の 700 万人の労働力の 20 パーセントとプランテーションの労働力の 70 パーセントは労働組合に加入している。合計で 100 万以上の労働組合員がいる。民間部門の非農業労働者の約 15 から 20 パーセントは労働組合に加入している。大きな民間会社では組合が大部分の労働者を代表しているが、小規模の農業と小企業の労働者は普通組合に所属していない。公共部門の従業員は非常に高率で組合に参加している。

大部分の大きな組合は政党と関係があり、政治過程で顕著な役割を演じる。もっとも、公共部門の主要な組合は政治的に独立している。雇用・労働省は、年次報告書を提出しない組合の登録を取り消すことを法律によって認められている。これは登録を取り消す唯一の理由となっている。

差別で有罪と判決された使用者は組合活動を理由に解雇された労働者を職場復帰させなければならないが、違った職場に配転することは出来る。反組合的差別は 166 米ドル (20,000 ルピー)の罰金を支払う義務のある、処罰に値する犯罪である。

#### b. 団結権と集団交渉権

法律は団体交渉権について規定している。しかし、それを行っている会社は非常に少ない。指導的な使用者団体であるセイロン使用者連合(EFC)に所属する約 50 社は団体協約を有している。すべての団体協約は労働省への登録が必要である。登録された団体協約の数についてのデータは入手できなかった。EFC の 435 の会員の半分以上は組合を承認している。

警察、軍隊、拘留所業務、および必要不可欠な業務従事者以外のすべての労働者は罷業権を有している。法律によって、労働者は彼等の権利を守るために労働監督官、労働裁判所、または最高裁判所に苦情申し立てを行うことが出来る。大統領はどのような産業も必要不可欠な業務として指定する権限を保留する。

法律は必要不可欠でない部門における罷業者に対する懲罰を禁止している。しかし、実際には従業員は時々罷業のために解雇されることがあった。

法律に基づいて、輸出加工区(EPZs)の労働者は他の労働者と同じ組合参加権を有している。セイロンの他の部分における組合組織率は約 20 パーセントであったが、EPZ 内の率は 10 パーセントを下回っていた。ひとつには組合のオルグが加工区に出入りする事への厳しい制限のために、EPZ で活動している組合は 10 組合をきっている。EPZ の約 200 工場の中で

7つの工場で組合は正式に承認されている。他のいくつかの工場では、経営陣が組合との議論を開始した。当年間で、EPZ で機能している団体協約は一つだけであった。労働者の団体は、EPZ における賃金と労働条件の設定を含め、EPZ を管理している政府の投資局(BOI)は組合行動を止めさせようとしたと主張する。雇用が短期間である性質と比較的若い労働力が組合を組織することを困難にしている。

労働者の代表は、労働監督官は BOI の圧力を受けて労働組合の承認または集団交渉を行うことを拒否した使用者を起訴しなかったと主張した。

国際自由労働組合連盟によれば、近年にもあったように、EPZ では労働組合の権利の侵害がいくつかあったという。労働組合の非承認は、ひとつには、種々の多国間、および二国間通商協定に基づく義務のために議論のある問題になった。

#### c. 強制労働または義務労働の禁止

法律は強制労働または債務労働を禁止している。しかし、そのようなならわしが行われているという報告があった。法律は特に児童による強制労働または義務労働を禁止していないが、政府職員はそれをすべての年齢の人間に適用するものと解釈した(第6章 d.参照)。農村の児童の中には債務奴隷的拘束で都会の所帯で家事召使いとして雇われている者がいるという言う信頼すべき報告書があり、これらの児童のある者が虐待されたという報告が多数ある。

#### d. 児童労働の禁止と最小雇用年齢

雇用の最少年齢は、法が、限られた家族農業労働における、または技術訓練に従事するための両親又は保護者によるより若い児童の雇用を認めてはいるが、14歳である。女性及び若者雇用法の改正法は、14歳未満の児童の他のあらゆる形の家族雇用を禁止している。国勢調査と統計省が1998年と1999年に実施した児童の活動調査により、5歳と14歳の間の殆ど11,000名に近い児童が全時間労働しており、別の15,000名の児童が経済活動と家事の両方に従事していることが判明した。調査で、全国にわたり、450,000人の児童が家族によって季節的な農業の仕事に使われていることが判明した。

18歳未満の者は生命又は手足が危険に晒されるような公共企業に雇用できない。児童は時に収穫時にプランテーション部門および非プランテーション農業に雇われることはあるが、EPZ、衣服業又はその他の輸出産業に雇われているという報告はなかった。情報源は多数の児童が家事に使われていることを示した。もっともこの状況は規制されているものでなく、

書類にもなっていなかったが、児童の多くの奉公人は報告によれば肉体的、性的、及び感情的虐待にあっていた。児童の定期的な雇用は又家族農場、手工芸店、小さい商売施設、レストラン、修理店のような家族企業でも行われていた。2003年に、国際労働機関/児童労働の撤廃の国際プログラムが後援する、5つの地域における児童家事労働に関する迅速評価調査によって、ほぼ2パーセントの所帯に児童家事労働者がいることが判明した。しかし、児童の奉公人の普及はそれよりずっと大きいものであった。

NCPAは児童の保護に関する行動を調整し、監視するための中央機関である。労働省、保護観察と児童ケア事業省、および警察は児童労働法の施行に責任がある。児童保護局は当年中に18件の児童労働に対する苦情を報告したが、その内の一件について告訴が行われた。年少者雇用に対する刑罰は、約9米ドル(1,000ルピー)および/または6ヶ月の拘留から93米ドル(10,000ルピー)および/または12ヶ月の拘留にあげられた。

法律はあらゆる年齢の者が行う強制労働または義務労働を禁止しているが、報告によれば、農村の児童には債務奴隷的拘束で勤めている者がいるという(第5章および第6章c.を参照)

LTTEは僅か13歳の児童を戦闘で使用し、僅か8歳の児童がしばしば強制的に徴用された(第5章を参照)。

UNICEFの支援するアクションプランは以前のLTTEの児童兵士を、解放と社会組織への再組み込みを通じて正常体に回復しようとした。このプログラムのもとで、UNICEFはLTTEが釈放した児童の新兵のためにKilinochchiの通過センターの設立を支援した。

ILOの第182号条約が求めるように、(18歳未満の児童にとって)児童労働の最悪の形と考えられる50の職業の一覧表を確認した。これらの最悪の形の児童労働を禁止する法律は策定されていない。

#### e.受け入れられる労働条件

国の最小賃金は存在しないが、労働省が設置した38の賃金委員会は部門と産業別に最低賃金と労働条件を設定している。これらの最低賃金は労働者と家族にとってディーセントな生活水準を提供するものではなかった。

法律は殆どの常勤労働者が定期的に1週に45時間(5日半の労働週)をこえて労働することを禁止している。規則は最大の時間外労働時間を1週15時間に制限している。いくつかの法律は工業労働者の安全と健康を保護しているが、労働省の少人数の検査官職員は準拠

を強制するのには不十分である。健康と安全規則は国際水準を満たしていない。労働者は危険な状態から離れる法的権利を有するが、多くの労働者はその様な権利を知らないか、または無関心であり、就労から身を移すと失職すると恐れている。